

土地基本法等の一部を改正する法律案要綱

第一 土地基本法の一部改正

一 土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするよう改めるものとする。

(第一条関係)

二 土地についての基本理念の見直し

1 土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。

(第三条関係)

2 土地は、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されるものとする。

(第四条関係)

3 土地の価値が地域住民その他の土地所有者等以外の者によるまちづくりの推進その他の地域におけ

る公共の利益の増進を図る活動により維持され、又は増加する場合には、土地所有者等に対し、その価値の維持又は増加に要する費用に応じて適切な負担が求められるものとする。 (第五条関係)

三 責務の見直し

1 土地所有者等の責務

(1) 土地所有者等は、土地についての基本理念にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有するものとする。

(2) 土地の所有者は、(1)の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならないものとする。

(3) 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならないものとする。 (第六条関係)

2 国及び地方公共団体は、その責務を遂行するに当たっては、土地所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するため必要な措置並びに地域住民その他の土地所有者等以外の者による当該利用及

び管理を補完する取組を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第七条関係)

四 土地に関する基本的施策

1 土地の利用及び管理に関する計画の策定等

(1) 国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地の利用及び管理を図るため、土地の利用及び管理に関する計画を策定するよう改めるものとする。

(2) (1)の場合において、地域の特性を考慮して、災害の防止を図るため特に必要があると認めるときは、(1)の計画を詳細に策定するものとする。

(第十二条関係)

2 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置

(1) 国及び地方公共団体は、適正な土地の利用及び管理の確保を図るため、土地の利用又は管理の規制又は誘導に関する措置を適切に講ずるとともに、1の(1)の計画に係る事業の用に供する土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずるよう改めるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、(1)の措置を講ずるに当たっては、公共事業の用に供する土地その他の土

地の所有権又は当該土地の利用若しくは管理に必要な権原の取得に関する措置を講ずるよう努めるよう改めるものとする。

(3) 国及び地方公共団体は、(1)の措置を講ずるに当たっては、低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）の適正な利用及び管理の促進に努めるものとする。

(4) 国及び地方公共団体は、(1)の措置を講ずるに当たっては、所有者不明土地（相当な努力を払って探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない土地をいう。）の発生の抑制及び解消並びに円滑な利用及び管理の確保が図られるよう努めるものとする。

（第十三条関係）

3 国及び地方公共団体は、円滑な土地の取引に資するため、不動産市場の整備に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（第十四条関係）

4 調査の実施等

(1) 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるよう改めるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるよう改めるものとする。

(第十八条関係)

5 国は、地方公共団体が実施する土地に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第二十条関係)

五 土地に関する基本的な方針

1 政府は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策の総合的な推進を図るため、土地に関する基本的な方針（以下「土地基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 土地基本方針は、次に掲げる事項等について定めるものとする。

(1) 四の 1 の(1)の計画の策定等に関する基本的事項

(2) 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項

(3) 土地の取引に関する措置に関する基本的事項

(4) 土地に関する調査の実施及び資料の収集に関する措置並びに四の4の(2)の土地に関する情報の提供に関する基本的事項

3 国土交通大臣は、土地基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 国土交通大臣は、3の土地基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十一条関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土調査促進特別措置法の一部改正

一 国土交通大臣は、令和二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(第三条第一項関係)

二 国土調査事業十箇年計画は、土地基本法に基づく土地基本方針に即し、かつ、防災に関する施策、社

会資本の効率的な整備に関する施策、都市の健全な発展と秩序ある整備に関する施策その他の関連する施策との連携が図られるとともに、国土調査事業の迅速かつ効率的な実施が確保されるように定めなければならぬものとする。

(第三条第二項関係)

三 国土調査事業十箇年計画に定める事項として、国土調査事業の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項を追加するものとする。

(第三条第四項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 国土調査法の一部改正

一 国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定に係る申請の代行等

国土調査を行う者は、国土調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定に係る申請を国土調査以外の測量及び調査を行つた者に代わつて行うことができるものとする。

(第十九条関係)

二 街区境界調査成果に係る特例

1 地籍調査を行う地方公共団体等は、地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、街区

内の土地（街区外土地に隣接する土地に限る。）について、その所有者及び地番の調査並びに当該街区内の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができるものとする。

2 地方公共団体等は、1の地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、一般の閲覧に供した上で、都道府県知事等に送付しなければならないものとする。

3 地方公共団体等は、2により送付した地図及び簿冊（以下「街区境界調査成果」という。）について、都道府県知事等にその認証を請求することができるものとする。

4 都道府県知事等は、街区境界調査成果を認証した場合には、登記所に、当該街区境界調査成果の写しを送付しなければならないものとする。

5 登記所は、4の写しに基づいて、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記等を行わなければならないものとする。

6 都道府県知事等は、街区境界調査成果を認証した場合には、その写しを市町村長等に送付し、当該市町村長等は、当該写しを保管するとともに、一般の閲覧に供しなければならないものとする。

こと。

7 市町村長等は、6の写しの送付を受けた場合には、地籍調査以外の測量及び調査において街区境界調査成果に係る情報の活用が図られるよう、当該情報をインターネットの利用等により公表することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする事。

(第二十一条の二関係)

三 国土交通大臣の援助

国土交通大臣は、国土調査を行う者からの求めに応じて、必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあつせんその他必要な援助を行うことができるものとする事。

(第二十三条の四関係)

四 報告の徴収等

国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができるものとする事。

(第二十三条の五関係)

五 所有者等関係情報の利用及び提供

1 都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人の氏名又は名称、住所その他の所有者その他の利害関係人に関する情報（以下「所有者等関係情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができるとすること。

2 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、当該国土調査に係る土地の所有者等関係情報の提供を求めることができるものとする。

3 2の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、本人の同意を得なければならないものとする。

（第三十一条の二関係）

六 地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例

地籍調査を行う地方公共団体等は、不動産登記法第二百二十一条第二項ただし書又は第四百四十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該地籍調査に係る土地に関する登記簿の附属書類又は筆界特定手続

記録の閲覧を請求することができるものとする。

(第三十二条の三関係)

七 権限の委任

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができるものとする。

(第三十四条の二関係)

八 その他所要の改正を行うものとする。

第四 不動産登記法の一部改正

一 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請をすることができるものとする。

(第三百三十一条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第二項及び第三項関係)